

授業科目名	倒産法実務 Insolvency Law and Practice
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	水曜日・5時限
単位数	2単位
担当教員名	北古賀康博・熊谷善昭（Kitakoga Yasuhiro, Kumagae Yoshiaki）
授業の目的	倒産処理の実務を学ぶことにより、倒産法の理解を深める。
履修条件	基礎民法及び基礎民事訴訟法の既履修者が望ましい。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	上記授業目的及び下記授業計画に沿った授業を行う。 This course examines Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act.
授業計画	<p>第1回 倒産手続の概要 破産手続(1):倒産手続の概要、破産手続の申立（熊谷）</p> <p>第2回 破産手続(2):破産手続開始決定前後の実務処理（熊谷）</p> <p>第3回 破産手続(3):債権調査・財団債権の確定等（熊谷）</p> <p>第4回 破産手続(4):破産財団の管理・換価等その1[破産財団の意味、管理・換価総論、放棄等]（熊谷）</p> <p>第5回 破産手続(5):破産財団の管理・換価その2[債権(相殺)、手形、有価証券等]（熊谷）</p> <p>第6回 破産手続(6):破産財団の管理・換価その3[不動産(別除権)、動産、賃貸借の処理等]（熊谷）</p> <p>第7回 破産手続(7):破産財団の管理・換価その4[否認]、労働関係の処理（熊谷）</p> <p>第8回 破産手続(8):債権者集会[財産状況報告、債権認否等]（熊谷）</p> <p>第9回 破産手続(9):財団債権の弁済・配当・終結（熊谷）</p> <p>第10回 破産手続(10):自然人の破産手続[同時廃止、自由財産、免責手続等]（熊谷）</p> <p>第11回 民事再生手続(1):民事再生手続の概要 破産手続との違い（北古賀）</p> <p>第12回 民事再生手続(2):再生債権と共益債権（北古賀）</p> <p>第13回 民事再生手続(3):再生債務者の財産の調査及び確保（北古賀）</p> <p>第14回 民事再生手続(4):再生計画（北古賀）</p> <p>第15回 民事再生手続(5):個人再生手続（北古賀）</p>
授業の進め方	講師が作成するレジユメに沿って、倒産手続の実務的な処理に倒産法の理論をリンクさせた授業を行う。主に講義形式であるが、状況に応じて討論形式を活用することもある。
教科書及び参考図書等	基本的教科書・・・「破産法・民事再生法」第3版(伊藤眞) 参考図書・・・「倒産判例百選」第5版 (必ずしも購入の必要はない。)
試験・成績評価等	論文形式による最終試験(70%)と平素の授業への参加態度(30%)の総合評価によって判断する。
事前学習	第2回以降は教科書の範囲を事前に示すので、該当箇所を一読することが望ましい。
課題レポート等	原則としてレポート等の提出は求めない。

オフィスアワー	授業の前後に随時質問を受ける。
その他	

授業科目名	子どもの権利	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	小坂 昌司	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

少年法、児童福祉法、児童虐待防止法、子どもの権利条約、いじめ防止対策推進法など、子どもの権利に関する法規範を理解するとともに、わが国における子どもの権利状況を把握して、子どもの権利保障における法律家の役割を理解し、権利擁護の技術を理解できるように、ディスカッションや、弁護士以外の実務家の講演等を交えながら、受講生参加型の授業を行います。

到達目標

- 少年法の理念、少年非行の背景、少年審判手続の流れ、非行少年の処遇など、少年事件を総合的に理解し、審判過程における少年の権利擁護を図るとともに少年の更生に役立つ付添人活動を行うための知識とノウハウを習得する。
- 児童虐待問題や家庭以外の場所で暮らす子どもの権利保障など、子どもの福祉に関する制度を理解する。
- 学校教育における子どもの権利など、子どもの権利全般について、子どもの権利条約の趣旨をふまえながら基本的考え方を習得する。

成績評価基準および方法

評価基準は、到達目標の達成度による。定期試験は行わず、授業での発言の状況、レポートの内容で評価を行う。おおよその基準として、授業での発言状況（頻度、内容）を70%、提出物（レポート）を30%の割合で評価します。

テキストおよび参考文献

授業ごとにレジユメを配布します。

【参考文献】※必ず購入する必要はありません。

- 少年事件付添人マニュアル第3版（日本評論社）
- 子どもの権利ガイドブック第2版（明石書店）
- 子どもの虐待防止・法的対応マニュアル第6版（明石書店）

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

細かい知識を身につけることを目標とするのではなく、基本的知識を習得した上で、考えることを重視してください。

事前の学習は必要ありません。講義の後に、より深く知りたいことについて参考文献等で調べて考えるようにしてください。

授業計画および内容等

第1回	子どもの権利の概要少年法総論(1)	子どもの権利の概要（本講義のアウトライン）を説明します。 少年法の理念と近年の少年法改正について理解します。
第2回	少年法総論(2)	少年非行の動向、少年審判の対象、手続の関与者、少年審判の流れを理解します。
第3回	少年法総論(3)	捜査段階における少年被疑者の扱い、家庭裁判所送致後の少年の身柄拘束手続、審判手続、審判（保護処分等）の種別、不服申立手続、検察官送致された場合の少年被告人の刑事裁判手続の流れを理解します。
第4回	少年の処遇	保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致など、保護処分の審判を受けた少年の処遇がどのようになされるかを理解します。

第5回	少年の調査と 審判の実際	少年の更生に適した処分を決定するために考慮される要素（要保護性）について理解するとともに、少年の調査の実際と審判について概説します。
第6回	審判に向けての 付添人活動(1)	非行事実と争いがない事件の事例を提示しつつ、少年の更生のためにどのような社会資源や少年への働きかけが必要であるかを考えつつ、少年との面会の方法、保護者・雇用主・学校の教師等との連絡の仕方など、効果的な付添人活動の方法を考えます。
第7回	審判に向けての 付添人活動(2)	非行事実と争いがある事件の事例を提示しつつ、否認事件における付添人活動のあり方を考えます。 少年法の重要判例について理解します。
第8回	児童虐待・ 児童福祉(1)	児童福祉法、児童虐待防止法を理解し、虐待の予防、虐待を受けた子どもの処遇（特に親子分離の手続）および家庭で暮らせない子どもたちの養育（社会的養護）の概要を理解します。
第9回	児童虐待・ 児童福祉(2)	児童福祉に関係する民法規定（親権、養子縁組、未成年後見など）について説明します。子どもの貧困問題など、児童虐待以外の子どもの福祉に関するテーマについて考えます。
第10回	児童虐待・ 児童福祉(3)	児童相談所職員の講演を通して、児童相談所を中心とした児童虐待に関する諸機関の活動内容や各機関相互の連携のあり方を理解します。
第11回	施設見学	少年院、児童自立支援施設、児童養護施設のうちいずれかの施設を見学します。（見学する施設については、受講者の意見もふまえて、見学先の事情等に基づいて決定します。）
第12回	子どもの権利条約(1)	子どもの権利条約の理念、制定過程、一般原則、重要な条項を理解します。
第13回	子どもの権利条約(2)、 学校における子どもの 権利	わが国における子どもの権利状況が子どもの権利条約の趣旨に適合しているかどうかにつき、いくつかのトピックを題材にしながら検討します。いじめ、体罰の問題、不登校問題など、学校における子どもの権利状況を理解します。
第14回	事例分析	実際にあった少年事件の事例につき、担当した付添人弁護士に紹介してもらい（プライバシーに配慮した形での紹介になります。）、少年審判における付添人活動の理解を確認します。
第15回	ディスカッション	当日までに、受講者各自が子どもの権利に関連するテーマを決めてレポートを作成し、講義において要点を発表して、ディスカッションをします。
関連 URL		
備考欄		
児童相談所職員の講演（第10回予定）および施設見学（第11回予定）の日程は講師や見学受入先の都合によって変更されることがあります。それに伴って他の授業日程も変更となる可能性があります。		

授業科目名	ジェンダーと法 Gender Equality and Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	月曜日・4時限
単位数	2単位
担当教員名	深堀寿美 (Fukahori Hisami)
授業の目的	ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性差である。生物学的性差に基づく性差別は形式的・理論的には克服されたといわれているが、現実社会においては、ジェンダーに基づく実質的な差別の存在こそが重要で、性中立的に見える制度であっても、それだけでは実質的な差別を克服することができていないのが現状である。特に、「司法」分野は、伝統的に男性中心の専門職領域であり、ジェンダーにより差別を受けてきた者が司法的救済を得ようとしても、更に司法におけるジェンダーバイアスにより二次的に差別され、救済を阻まれかねない。特に、訴訟手続、訴訟進行、証拠評価等の場面でバイアスが作用すると、司法が本来機能して実現されるはずの法の正義が実現できない。講義では、社会及び司法におけるジェンダーバイアスの存在を認識し、これを法実現の場に持ち込むことの危険性についての認識を深め、学生が学ぶ法律、法解釈と経験している日常生活から、ジェンダーバイアスの存在を認識できる視点を養成し、ジェンダーバイアスにとらわれない法曹養成を目指す。
履修条件	
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	民事・刑事・家事を中心として、法曹が日頃取り扱う業務を題材として、 ①男女格差の現状について、各種統計資料の調査・検討をする ②適用法の立法事実を検討する ③従来の判断枠組みで妥当な解決が図れるのか再検討する 等を行うことにより、従来の制度あるいはその解釈、ひいては法曹の「常識」の中にあるジェンダーバイアスを認識するようにします。 This course examines gender bias among laws and practical cases.
	第1回 男女平等の現状 ・民法、刑法、労働法 ・日本の現状、諸外国との比較による日本の現状、 ・国連女性差別撤廃委員会の勧告から見る日本の現状 ・男女平等が進まない原因は何か。 第2回 労働分野におけるジェンダーバイアス ・日本的雇用慣行と性差別禁止法理 ・男女同一賃金とジェンダー ・非正規雇用と女性の貧困 第3回 セクシュアルハラスメント ・規制の歴史 ・判例検討 第4回 離婚など家庭分野におけるジェンダーバイアス ・家族法における婚姻の位置 ・親子関係、親権・監護権の決定とジェンダー ・相続とジェンダー

<p>授業計画</p>	<p>第5回 DV・ストーカー行為規制法 <ul style="list-style-type: none"> ・規制の歴史と現行法 ・被害者支援の現場から見た暴力と法 </p> <p>第6回 性暴力犯罪についてのケース研究 <ul style="list-style-type: none"> ・二つの最高裁判決検討 ・刑事司法におけるジェンダーバイアス／刑法改正 </p> <p>第7回 外国人女性の人権と司法</p> <p>第8回 福祉・税・政治改革 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・税・社会保障におけるジェンダー ・なぜ「ポジティブアクション」なのか </p> <p>第9回 セクシュアルマイノリティ <ul style="list-style-type: none"> ・基本的理解 ・司法上の問題 </p> <p>第10回 リプロダクティブヘルスアンドライツ／非婚・少子化社会とジェンダー <ul style="list-style-type: none"> ・社会現象としての非婚・少子化を考える </p> <p>第11回 女性差別撤廃条約と日本の状況／歴史</p> <p>第12回 家族法その他を巡る最近の最高裁判例検討</p> <p>第13回 ジェンダーについてのレポート</p> <p>第14回 レポート報告と議論</p> <p>第15回 法曹としての心構え</p>
<p>授業の進め方</p>	<p>テーマに基づいて判例報告その他の課題を告知し、これに基づいて意見発表を求める。レポートを通じて、社会のジェンダーバイアスへの認識を深めるとともに、レポートの中の問題点を受講者とともに議論する。同時に性差を背景とする事件を多く取り入れ、ディベート形式での議論を行う。</p>
<p>教科書及び参考図書等</p>	<p>教科書はなし。参考図書「ジェンダーと法1巻～4巻」(ジェンダー法学会編、日本加除出版)、「ジェンダーと法」(辻村みよ子、信山社)。その他、各テーマ毎に指摘する。</p>
<p>試験・成績評価等</p>	<p>「ジェンダーと法」は本来、法曹が倫理的に身につけておくべき科目であり、個々の受講者毎に自らの中にかなるジェンダーバイアスがあるかを認識し、その解消を図ろうとする努力過程が授業の中心になる。この過程には個人差が存在し、ある一時点での試験による評価にならないものである。よって試験は実施しない。成績は、一定の水準の素養が身についたかを授業中に実施するレポートにより評価し(30%)、テーマに関する意見発表を含む発言等(70%)をこれに加味して多角的・総合的に判断する。</p>
<p>事前学習</p>	<p>授業内容を事前に告知するのでそのテーマについて自分はどんな考えを持っているか少し考えてくること。</p>
<p>課題レポート等</p>	<p>講義内でのレポート作成を予定している。</p>
<p>オフィスアワー</p>	<p>授業終了後に質問を受け付ける。</p>
<p>その他</p>	

授業科目名	民事執行・保全の実務	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	瀧本 直	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

権利判定手続である民事訴訟と権利実現手続である民事執行および将来の民事執行の準備である民事保全手続の関係の理解を深める。

そのため、民事訴訟や基本的な要件事実および担保法についても講義でとりあげる。また、民事執行と破産手続とは緊密な関係があるので、破産法の基本的事項も講義でとりあげる。

到達目標

実務的な具体例、最高裁判所判例の事例の検討を通じて、民事執行・民事保全の基本的内容および実務的な問題点を理解する。

成績評価基準および方法

(基準) 民事執行および民事保全の基本的事項および実務的な問題点の理解度並びに講義で取り上げる最高裁判所判例の理解度に基づいて評価する。

(方法) 定期試験(70%)および講義における発言、質疑応答等の平常点(30%)で評価する。

テキストおよび参考文献

『民事執行・保全法 第5版』(上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦、有斐閣・有斐閣アルマ、2017年3月)
『民事執行・保全判例百選 第2版』(上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦編、有斐閣・別冊ジュリスト208)
レジュメは講義の1週間前に配布し、判例資料等は必要に応じて配布する。

履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)

この科目を履修するにあたっては、民事訴訟手続(判決手続)および担保物権法を履修しておくことが望ましい。

各授業のレジュメにおいて設問を設け、授業前に同設問を検討しておくこと。

毎週授業後には、授業で取り上げた最高裁判所判例を復習すること。

授業計画および内容等

第1回	民事執行法総論	民事訴訟と民事執行との関係 民事執行の意義、機能、種類 金銭執行の概要、非金銭執行の概要
第2回	民事保全法総論	民事訴訟と民事保全との関係 民事訴訟の訴訟物と民事保全の保全物との関係 民事保全の種類、特質・保全命令の発令と保全執行の概要
第3回	強制執行の要件と手続 - その1	執行機関の意義・種類 執行当事者の意義・能力等 債務名義の意義・種類および執行文の意義・種類
第4回	強制執行の要件と手続 - その2	強制執行の対象財産とそれに応じた強制執行手続・強制執行の開始要件 強制執行の障害事由-破産手続・民事再生手続・会社更生手続との関係

第5回	違法執行 不当執行	違法執行と不当執行の概念 執行異議と執行抗告の意義・内容 請求異議訴訟と第三者異議訴訟の概念・内容
第6回	金銭執行 - その1	金銭執行の対象財産の特定・選択およびそれに応じた執行手続 財産開示手続の意義・要件・効果 不動産に対する強制執行
第7回	金銭執行 - その2	強制管理の意義・要件・効果 船舶等の準不動産に対する強制執行 動産に対する強制執行
第8回	金銭執行 - その3	債権およびその他の財産権に対する強制執行 動産引渡請求権の差押え・執行
第9回	担保権の実行 - その1	担保権の実行と強制執行との関係 担保不動産競売
第10回	担保権の実行 - その2	担保不動産収益執行 抵当権に基づく物上代位に関する最高裁判所判例の検討
第11回	配当手続等	担保権と公租公課の関係・配当手続・弁済金交付手続 配当異議訴訟の意義・要件・手続
第12回	非金銭執行	直接強制・代替執行・間接強制の関係 作為・不作為請求権の執行 意思表示請求権の執行
第13回	執行妨害と その対策	民事執行法上の保全処分の概要 短期貸借制度の廃止と明渡猶予制度の創設 抵当権に基づく妨害排除請求に関する最高裁判所判例の検討
第14回	民事保全 - 仮差押	仮差押命令手続 仮差押命令の執行手続
第15回	民事保全 - 仮処分	仮処分手続 仮処分命令の執行手続 保全命令に対する不服申立て
関連 URL		
備考欄		